「第２期安城市障害福祉計画　素案」に対する意見等の内容とそれに対する市の考え方

NO.	意見の題名 又は該当箇所	意見の内容 （原文のとおり）	意見に対する 考え方	計画書への反映
1	第１章 ２　計画の位置づけ この計画は、障害者自立支援法に規程される・・・ものです。 第７次安城市総合計画及び・・・(中略)障害福祉サービスごとに必要な見込み量を算出する・・・ものです。 比較表の部分 根拠法令 ・障害者自立支援法	第１章 ２　計画の位置づけ この計画は、障害者自立支援法第 88 条に基づく「市町村障害福祉計画」と正しく表現した方がいいと思います。 第７次安城市総合計画及び・・・・(中略）障害福祉サービスの実施計画に必要なの表現がいいと思います。 比較表の部分 根拠法令 障害者自立支援法　第８８条←条数を表記 障害者基本法（改正法）　第９条←上に同じ ※比較表の下に関係法令を表記した方が良いと思います。 <障害者自立支援法> 第八十八条（市町村計画） 市町村は、基本方針に即して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画（以下「障害福祉計画」という。）を定めるものとする。 <障害者基本法>	第１章「計画の位置づけ」についてご提案をいただきました。正しく条項を追加し、表現するべきで、根拠法令もあわせて表示するべきとのご指摘だと思います。 まず、障害者自立支援法第８８条に規定されている「市町村障害福祉計画」という表現ですが、そのとおりです。文章を変えたいと考えます。あわせて、根拠法令については、条文を追加掲載します。 また、「第７次安城市総合計画及び・・・(中略)・・・障害福祉サービスの実施計画に必要なの・・・」の表現ですが、障害者自立支援法第８８条第２項では、それぞれ「・・・種類ごとの必要な量の見込み」、「・・・種類ごとの必要な見込量の確保のための方策」とありますので、原案どおりの文章表現のままで変更する必要はないと考えます。	**第1章　計画の策定にあたって　2(P2)** **①「計画の位置づけ」説明文1行目を以下のとおり修正します。** 文章内「障害者自立支援法に規定される」を「障害者自立支援法第８８条に基づく」に修正します。 **②図中「根拠法令」にそれぞれ条項を追加し、修正します。また、図下部に障害者自立支援法第88条及び障害者基本法第9条第3項(抜粋)を追加します。** 図中　根拠法令に条項を追加し、「障害者自立支援法第８８条」及び「障害者基本法(改正法)第９条第３項」に修正します。 図下部に次の条文を追加します。 <障害者自立支援法> 第八十八条（市町村障害福祉計画） 市町村は、基本方針に即して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

NO.	意見の題名 又は該当箇所	意見の内容 （原文のとおり）	意見に対する 考え方	計画書への反映
	・障害者基本法 (改正法) **計画案　P2**	第九条（障害者基本計画等） ３　市町村は、障害基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第四項の基本構想に即し、かつ、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。		<障害者基本法> 第九条（障害者基本計画等） ３　市町村は、障害基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第四項の基本構想に即し、かつ、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

NO.	意見の題名 又は該当箇所	意見の内容 （原文のとおり）	意見に対する 考え方	計画書への反映
2	第２章　２（３） 精神障害者保健福祉手帳の交付状況 **計画案　P15**	特に精神障害者の手帳所持については、利用できるサービスが少ないこと等から現時点での所持者は一部にすぎないと容易に推測できます。現に、手帳交付の伸び率は高く、今後も大きく伸びることが予想されます。障害福祉計画を策定する際には、特に精神疾患に関する項目は、手帳の数値でなく、より現実的な人数から試算することが望まれます。 ちなみに、自立支援医療費（精神通院）制度の対象となる方は、定められた精神疾患を有し、継続的な通院を要する方であることから、その申請者数は、支援対象者数として、より参考になると考えます。但し、市の申請者数は非公開なためここには記載できません。 尚、精神疾患に区分される一部の疾病についての有病率は下記のとおりです。 1)統合失調症については、1%前後の有病率と言われています。 2)気分・不安・物質関連障害の 12 か月有病率は 10.0%、生涯有病率は 24.2%との調査があります。 ※「H18 年度厚労省科学研究補助金　こころの健康科学研究事業　こころの健康についての疫学調査に関する研究」より	障害福祉計画において、手帳の数値ではなく、より現実的な数値として自立支援医療（精神通院）の数字をとのご意見ですが、身体障害者・知的障害者とのバランスもあり、正確に把握できる手帳所持者の数字で計画しています。	**ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。**

NO.	意見の題名 又は該当箇所	意見の内容 （原文のとおり）	意見に対する 考え方	計画書への反映
		3)てんかんの有病率は、0.5%～1.0%と言われています。 ※「日本てんかん学会ガイドライン作成委員会報告」より つまり、安城市の人口 178,280 人（20 年 4 月現在。P10）から換算すると、例えば統合失調症の方は 1,780 人と推測されます。		

NO.	意見の題名 又は該当箇所	意見の内容 （原文のとおり）	意見に対する 考え方	計画書への反映
3	第３章 計画の理念及び基本方針について **計画案** **P28～P30**	地域生活移行については、現状の運営基準・報酬単価では運営が厳しく、市独自の補助がないと民間レベルでは推進は厳しい。もう少し具体的な数値・方策を打ち出していただきたい。また、一般就労や相談支援体制の促進・充実についても、窓口と担当者をもう少し増やさないときめ細かい十分な支援は出来ないと思います。特に就労については、市が率先して雇用対策をしていかないと民間への推進は厳しいと思います。障害者の高齢化対策について計画に加えていただきたい。	障害者自立支援法施行後、３年が経過しようとしており、福祉サービスに対する報酬単価が安いなど、いくつかの問題点が指摘されています。そこで、平成２１年度には抜本的な法律の見直しが行われ、報酬単価の見直しなども予定されていますので、これを待ちたいと思います。 計画は、主に方策について国の指針に添って示しているため、やや表現が総論的にもなっていますがご理解ください。 就労では、安城市は平成２１年度に知的障害者の雇用を予定しています。また、相談支援として、来年度、ふれあいサービスセンター相談員の充実も考えています。 なお、障害者の高齢化対策は、基本的には「高齢者保健福祉計画」に委ねています。	**ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。**

NO.	意見の題名 又は該当箇所	意見の内容 （原文のとおり）	意見に対する 考え方	計画書への反映
4	第３章 計画の理念及び基本計画 **計画案　P28**	現在、高齢化社会から高齢社会になりつつあります。障害者もしかりです。 障害福祉計画の中に高齢になられた障害者のサービス、連携先、対策などが明記されていると安心されるのではないでしょうか？	医療の発展等に伴い、障害者の方の高齢化は今後ますます進むものと思います。こうした状況を踏まえ、「高齢者保健福祉計画」の中で高齢障害者のための方策等について検討していきます。	**ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。**
5	第３章　２（１） 地域生活への移行の推進について **計画案　P29**	地域生活を送るための住居の中の１つとして、市営住宅の改装や確保はできるか？ 施設側として、グループホーム・ケアホームでの世話人さん確保が非常に難しく、給料面やその他の面で世話人さんに対して多少でも特別な優遇があるようにし、魅力ある職種にしたい。そのためにも、報酬単価の見直しや障害程度区分の出し方の見直しはできないでしょうか？	市営住宅の改装や確保は、公営住宅法による入居者資格や建設時に補助金を受けていたり、空室がいつもあるわけでないため、簡単には改装や確保ができない状況であります。 報酬単価や障害程度区分の見直しについては、障害者自立支援法施行後、３年を経過しようとしており、福祉サービスに対する報酬単価が安いなど、いくつかの問題点が指摘されています。そこで、国は抜本的な法律の見直しに着手しており、現在、法改正等を検討していますので、これを待ちたいと思います。	**ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。**
6	第３章　２（２） 一般就労の促進 **計画案　P30**	地域における福祉関係機関と労働関係機関とが協力して雇用の促進を図っていくとなっているが、雇用する側の企業へのアプローチをどの様にしていくのかが不透明であると感じた。安城市側から企業へ障害者雇用をどの様に考えているのかのアンケートを取り、雇う側が障害者雇用に何を求めているかを把握する必要があり、就労の促進に繋がるのではないかと思う。	ご指摘いただきましたように、確かに企業側が障害者雇用をどのように考えているのか把握する必要はあると思いますし、そのことが就労の促進に繋がるのかもしれません。 企業も様々であり、個々の障害者の特性や希望とマッチングさせるためには、就労相談員の利用がより効果的であると考えています。	**ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。**

NO.	意見の題名 又は該当箇所	意見の内容 （原文のとおり）	意見に対する 考え方	計画書への反映
7	第３章　２ （２） 一般就労の促進について **計画案　P30**	市役所さんや施設を中心に、まずは市内の企業・利用者本人はもちろんだが、保護者の就労へ対する意欲を高められるように、施設・市・企業の就職に対するサポートを強化していきたい。（商工会さんや各地の青年団とかネットワーク作り）また、就職後のサポートもしっかりした連携を組んで行っていきたい。	障害をお持ちの方にとって、企業等への働きかけはとても必要なことだとは思いますので、今後ともハローワークなどとともに連携を取りながら障害者の皆さんの就労に力を注いでまいりたいと考えています。	**ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。**
8	第３章　２ （２） 一般就労の推進 **計画案　P30**	「地域における福祉関係と労働関係機関とが協力して雇用の促進を図っています。」とあり、大変心強く大きな期待感を感じます。実効性の上がる具体的方策が出され推進されることを切望します。 就労の前段階としての「体験農業教室」の開設を願います。 どこで、どのようにしては別として、当事者、家族、ボランティアなど多くの方の参加で働くことに自信をつけることが出来る。	障害のある方の就労の場として、農業も魅力的な職場の１つと考えます。体験農業教室など農業への取り組みも、今後どのように実施していけばよいのか、授産施設等の事業者と検討してまいります。	**ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。**

NO.	意見の題名 又は該当箇所	意見の内容 （原文のとおり）	意見に対する 考え方	計画書への反映
9	第３章　２ （２） 一般就労の促進 **計画案　P30**	第３章　計画の理念及び基本方針 ２　基本方針 （2）一般就労の促進 ※福祉関係機関と労働関係機関に市がどの様に係れるかが大きな鍵だと思います。	関係機関同士の関わり方が重要になってくると思われます。就労機会の拡大を図るため、就労相談員を通してハローワークとの連携を強化し、雇用に対する理解と協力の啓発を図ります。 今後とも就労には力を注いでまいりたいと考えています。	**ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。**
10	第３章　２ （３） 相談支援体制の充実について **計画案　P30**	障害者の高齢化に伴い、その各家庭での現在の問題点を確認できるような様式はできないか？それによって何が必要となってくるのか？どのようなサービスが提供できるか？を考え、必要なサービスを整備していきたい。	ふれあいサービスセンターでは、現状を確認するため、相談受付票を作成し対応していますが、それぞれの家庭にも示す様式とはなっていません。抱える問題はさまざまであり、一様な様式づくりや記載は困難だと考えます。しかし、よりよい方法を目指し、新しい様式の相談受付票の作成について検討しています。	**ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。**

NO.	意見の題名 又は該当箇所	意見の内容 （原文のとおり）	意見に対する 考え方	計画書への反映
11	第３章　２ （３） 相談支援体制の充実 **計画案　P30**	当事者、家庭での介護者に具体的なサービス情報を流してほしい。そのためにも介護する家族のためにも研修会を開いて学ぶ場を提供してほしい。 以前、公的機関に相談した時、ある相談員から「相談しているあなたが強迫神経症ですよ」と思いがけないひと言、その後は相談する気持ちも失せてしまった。相談員の資質向上を強く希望します。	県が福祉ガイドブックを毎年作成しており、新規に手帳を取得した方など必要な方に窓口でお配りしています。また、昨年安城市は障害福祉サービス等事業者マップを作成し、障害者手帳をお持ちの皆さんに配布しました。窓口にも置き、必要な方が必要なときにご覧いただけるようになっています。今後とも市の広報やパンフレットを使って障害福祉サービスの情報を提供していきたいと考えています。 なお、相談にあたる職員については、今後ともより一層必要なスキルアップに努めてまいります。	**ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。**
12	第４章 数値目標の設定 **計画案　P32**	社会全体が不景気で一般の人でも就労できない人が多く出ている状況で、障害者の就労は出来るのか。安城市が積極的に企業に話していただく事が必要なのではと思います。	企業への働きかけは必要なことだとは考えますので、今後ともハローワークとも連携を取りながら就労には力を注いでまいりたいと考えます。 市の窓口に就労相談員を置き、きめ細かな支援を行っています。	**ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。**

NO.	意見の題名 又は該当箇所	意見の内容 （原文のとおり）	意見に対する 考え方	計画書への反映
13	第４章　１ （１） 施設入所者について **計画案　P31**	安城市で療育手帳所持者の約一割の方が入所施設で支援を受けています。年齢階層別のデータがないので一概には言えませんが、医療の進歩と共に障害者の方も長命になってきており、高齢化が進んできています。施設で以前アンケート調査をしたところ、親亡き後は入所施設を希望されている方が多数ありました。核家族化が進んでいるなかで兄妹で支え合うことも難しくなっています。３６５日安心して暮らしていける入所施設の枠は広げておいていただきたい。介護保険への移行が出来ない現状のなかで、国の指針に合わせるのではなく安城市の実態にあった数値目標の設定をしていただきたいとおもいます。	ご指摘のとおり、医療の進歩とともに、障害者の方の高齢化も進んできています。障害福祉計画は、障害者自立支援法に定められた国の基本指針に基づき、障害者の方が住み慣れた地域で生活するために必要な各種サービスの数値目標等を設定する計画であり、高齢の障害者のための方策等につきましては、基本的には「高齢者保健福祉計画」に委ねています。	**ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。**

NO.	意見の題名 又は該当箇所	意見の内容 （原文のとおり）	意見に対する 考え方	計画書への反映
14	第４章　１ （２） 入院中の精神障害者の地域生活への移行 **計画案　P32**	表からは平成１７年度以降新たな社会的入院患者が増えないと読み取れるが、よろしいか？	「入院中の精神障害者の地域生活への移行」につきましては、愛知県が平成１８年度に行った調査により把握した退院可能精神障害者数１１人が基準となっており、この１１人の方々について、平成２３年度までに、どれだけ地域移行を進めることができるかという数値目標を設定しています。 したがって、ご指摘いただきました「平成１７年度以降の新たな社会的入院患者」につきましては、各市で把握することが非常に困難であるため、計画上では、算入されていないのが現状です。	**ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。**

NO.	意見の題名 又は該当箇所	意見の内容 （原文のとおり）	意見に対する 考え方	計画書への反映
15	第４章　１ （２） 入院中の精神障害者の地域生活への移行 **計画案　P32**	安城市は23年度までに9人の社会的入院患者が退院すると挙げている。しかし、その数字は各機関の努力に委ねられているのが現状である。数字を挙げる以上、見込み量確保のための方策を考えるべきではないのか？社会的入院を強いられる最大の要因として「退院先がない」事を考えると、方策として、精神障害者が利用できるグループホームの設置や、スムーズに退院出来るよう相談支援事業所に社会復帰促進事業の委託を受けるよう指導する等の対策はとれないか？	本計画では、「入院中の精神障害者の地域生活への移行」について、国の規定に基づいて策定しているため、平成２３年度の数値目標のみ設定し、特に、見込量確保のための方策に関しては、ここでは記載はしていません。 しかしながら、計画上で別に掲げてありますとおり、本市としましては、グループホームやケアホームなどの居住系サービスについて、今後、整備促進を図っていきたいと考えていますので、新たに整備されたホームは、入院中の精神障害者の地域生活への移行の際の受け皿となることが期待されます。 なお、社会復帰促進事業につきましては、県事業として、保健所において、実施されているため、委託契約先は、県が選定することとなります。	**ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。**
16	第４章　１ （２） 入院中の精神障害者の地域生活への移行 **計画案　P32**	精神障害者への差別はなくならないと思うが、なるべく理解を深めてほしい。	１２月３日から９日にかけての障害者週間のときなど、機会を捉えて市民への啓発を進めていきます。	**ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。**

NO.	意見の題名 又は該当箇所	意見の内容 （原文のとおり）	意見に対する 考え方	計画書への反映
17	第４章　１ （２） 入院中の精神障害者の地域生活への移行 **計画案　P32**	何年も入院を余儀なくされている人が、家庭あるいは、グループホームなどといった施設に移行、社会に入っていくことが可能になれば、これまた望ましいことであります。しかしながら、障害者がそうした形で受け入れられる家庭、施設が現実皆無に等しいといったことも現状です。受皿が確保されていかない限り、23 年度末までの数値の目標達成は困難ではないかと危惧を持ちます。 グループホームを開設願いたい。 退院者や家から出ない当事者へソーシャルワーカーが出向き、悩みを聞いてほしい。（介助の親など家族の苦労は大変で休息し、元気に支えていけるように） 退院して自宅での生活が困難な為に、結局何十年も入院せざるを得ない“社会的入院”が多い現状。このような当事者を支援するには、まずグループホームの設立が必要であると思います。（生活の）自立、そして就労・・・当事者がその人らしく生き、輝いた人生を送ることを願わずにはいられません。	隣接する豊田市や刈谷市には、医療法人が事業者となっていて、医療機関に付随した精神障害者のためのグループホームがあります。精神障害者の方が入るグループホームとしては、医療機関との連携が必要であると認識しております。こうした状況もあり、市内のグループホーム開設については、関係者との協議が必要となっています。ご理解願います。	**ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。**

NO.	意見の題名 又は該当箇所	意見の内容 （原文のとおり）	意見に対する 考え方	計画書への反映
18	第４章　１（３） 福祉施設利用者の一般就労への移行 **計画案　P32**	本項目の性質を鑑み、設定目標数値は、平成２３年度単年度のみの目標値ではなく、平成２１年および２２年の目標数値を示すべきではないか。	障害福祉計画は、障害者自立支援法に基づき、平成２３年度に達成したい数値目標を設定することとしているため、本市の計画でも、国の規定に沿って、作成しています。	**ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。**
19	第４章　１（３） 福祉施設利用者の一般就労への移行 **計画案　P32**	市の取り組みとして平成２０年度から就労相談員を設置しているのであれば、それに見合った目標値の設定がされるべきである。	本市では、平成１９年度から障害者就労相談員を設置し、福祉施設利用者のみならず、広く障害者の皆さんからの就労相談に応じています。 本計画では、「福祉施設利用者の一般就労への移行」につきまして、平成１７年度以前の実績が、やや少なかったこと等も勘案した結果、第１期計画で、平成２３年度の目標数値を４人と設定しています。	**ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。**

NO.	意見の題名 又は該当箇所	意見の内容 （原文のとおり）	意見に対する 考え方	計画書への反映
20	第４章　１ （３） 福祉施設利用者の一般就労への移行 **計画案　P32**	目標値として平成２３年には４人と挙げてあるが、平成１７年度や１９年度に比べて１人しか増えていないのは何故か？　平成１９年度までの一般就労移行者の数字は、本人の努力や施設の支援で上がってきたものである。市の取り組みの中で平成２０年度から就労相談員を設置し始めていたのにも関わらず１人しか増員を見込めないのは、体裁を整えただけではと思えてしまう。就労相談員という新しい人員を配置したからには、より多くの就労目標人数が挙げられるような方策を望むと共に、効果ある事業内容を期待する。	Ｎｏ.２６と同じ	**ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。**
21	第４章　１ （３） 福祉施設利用者の一般就労への移行 **計画案　P32**	賃金に関わらず仕事ができる場所がほしい。	今後ともハローワークとも連携を取りながら就労には力を注いでまいります。	**ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。**
22	第４章　１ （３） 福祉施設利用者の一般就労への移行 **計画案　P32**	平成23年度の目標値が4人というのは少なすぎるのではないか？	障害者自立支援法に定められた国の基本指針に基づき、平成２３年度における数値目標は第１期計画同様の４人としました。	**ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。**

NO.	意見の題名 又は該当箇所	意見の内容 （原文のとおり）	意見に対する 考え方	計画書への反映
23	第５章 サービス見込み量と方策 **計画案** **P33～P42**	見込み量確保の方策が抽象的すぎてわかりづらいように思います。もう少し具体的な数値・方策を記していただきたいと思います。	障害福祉計画は、障害者自立支援法に定められた国の基本指針に基づき、主に方策等について示しています。そのため、やや表現が総論的にもなっていますがご理解をいただきたいと思います。 計画を推進していく中で、より具体的な取り組みを進めていきます。	**ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。**

NO.	意見の題名 又は該当箇所	意見の内容 （原文のとおり）	意見に対する 考え方	計画書への反映
24	第５章 サービス見込量と確保のための方策 **計画案** **P33～P42**	精神疾患を持つ可能性は誰もが持っており、精神障害者が安心して暮らせる地域を作ることは、安城市民にとって「セーフティネットがしっかりしている」という安心につながると考えます。 こうした地域における体制を整えるためには、①相談支援・生活支援、②居住支援、③「働くこと」の支援の３つの柱になると考えます。（※参考：別添資料１　図「精神障害者を取り巻く支援のイメージ」）。 精神障害についての市の福祉施策は他障害に比べ非常に遅れていることと、今後、要支援者が増加する見込みが高いことから、他障害と区別し、対策をとっていく必要があると考えます。 ①相談支援・生活支援 ＜相談支援＞ ・いつでも、気軽に相談できる場・雰囲気が必要です。 （※精神障害者は、気持ちを内にためてしまう方が多く、スタッフには、利用者の性格や障害特性に応じて、相談を引き出せる力量が求められます。） ・土日祝日も相談ができる体制。 ＜生活支援＞	障害者自立支援法では、３障害の一元化がうたわれ、障害者が地域で自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、必要な福祉サービスなどの支援を行うこととなっています。 そこで、まずは精神障害者の相談支援体制についてですが、専門の相談員が必要と考えるため、市役所に精神保健福祉士を配置し、相談に応じているほか、豊田市や岡崎市の医療機関と連携した地域活動支援センターが利用できる体制を整えています。 居住支援については、サービス提供事業者のほか医療機関との連携も重要となってきます。このため、整備に向けて調整してまいります。 最後の就労の支援のことですが、就労相談員による一般就労先の発掘や、福祉就労としての受け入れ事業の確保に努めています。	**ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。**

NO.	意見の題名 又は該当箇所	意見の内容 （原文のとおり）	意見に対する 考え方	計画書への反映
		・生活の困った場面には、訪問や同行して支援してくれる。 ・スタッフは待つのではなく、積極的に行動し、地域を耕すことが重要です。 ＜居場所（フリースペース）の確保＞ ・「家に居づらい時に出かけられる」「そこに行けば誰かと話せる」「精神障害をきにしないでいられる」ような場所。 ・家や病院以外の他の世界を知ることができる場所が必要です。 ②居住支援 ・親と同居だけでなく、「自立した生活」をするために選択肢がほしい。 ・社会的入院患者の「退院先」の確保。→精神障害者が利用できるグループホーム等が必要。 ③「働くこと」の支援 ＜福祉的就労＞ ・毎日通いたくなるような場所、作業内容。 ・自立生活が可能な工賃が得られること。 ＜一般就労＞ ・一般就労に向けた支援をする際は、まずアセスメントが重要である。それに基づき必要な支援を検討していただきたい。 ・就労に向けた前訓練を行える場所。		

NO.	意見の題名 又は該当箇所	意見の内容 （原文のとおり）	意見に対する 考え方	計画書への反映
		・マッチング支援（特性に応じた職務内容・職場環境等） ・職場定着支援（本人に対する支援、事業所に対する支援、家族に対する支援）		

NO.	意見の題名 又は該当箇所	意見の内容 （原文のとおり）	意見に対する 考え方	計画書への反映
25	第５章　１ （２） 訪問系サービス ・見込量確保の方策 **計画案　P33**	第５章　サービス見込み量と確保のための方策 1　障害福祉サービス等の必要な見込量及び確保のための方策 （２）訪問系サービス ・見込量確保の方策 専門的人材の確保⇒ヘルパー養成講座の再開 ※以前社協で開催されていた講座または民間ＮＰＯ等への働きかけ	ヘルパー養成講座は、民間での養成講座の活用を考えています。	**ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。**
26	第５章　１ （２） 訪問系サービス 第５章　１ （３） 日中活動系サービス 第５章　２ （６） その他の事業 **計画案** **P33～P35、P42**	訪問系サービス、日中活動系サービスならびに日中一時支援について、潜在的な利用ニーズがあり、また利用者の増加を考慮する必要があるとする一方で、事業所等の人的リソースの不足という課題が指摘されています。需要＞供給という需給ギャップに対して、サービス提供事業者の確保や人材育成に取り組む旨書かれておりますが、既存事業者の事業領域拡大や新規参入を促す仕組み、人材育成の場を提供するなど、取り組みの具体的な案（行政として何ができるか）についてもご検討いただき、計画に落とし込んでいただくとよいのではないでしょうか。	本市としましても、サービスに係る需要と供給のバランスを保つため、特に、市の事業である地域生活支援事業について、今後、サービス利用の実態を把握したうえで、事業所要件やサービス基準などについて検討を行い、必要な制度改正も実施していきたいと考えています。 その結果、ご指摘の「既存事業者の事業領域拡大や新規参入を促す仕組み」につながることも期待できるものと考えています。 なお、「人材育成の場」につきましては、県主催の各種研修会に積極的にご参加いただくとともに、自立支援協議会等におけるケース検討や情報交換もご活用いただきたいと考えています。今後、計画を推進していく中でより具体的な取り組みを進めます。	**ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。**

NO.	意見の題名 又は該当箇所	意見の内容 （原文のとおり）	意見に対する 考え方	計画書への反映
27	第５章　１ （３） **計画案** **P34～P35**	日中活動系サービスの見込量確保の方策に「市においても率先して障害者雇用の実現に努めます。」とあるが、せめてひとつくらいは具体的にどのような雇用先を考えているのか示してほしいです。	本市では、今まで身体障害者の雇用に対して知的障害者の雇用は進んでいませんでしたが、平成２１年度から知的障害者１人を雇用する予定となっています。安城市が他の企業等に先駆けて障害者の雇用ができるように努めるという意味のことを表現したものです。	**ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。**
28	第５章　１ （３） 見込量確保の方策 **計画案** **P34～P35**	企業などに対し、「職場体験」・「実習」などの一般就労への訓練になるような体験の場の提供も働きかけてください。もちろん事業所内で私達がやるべきこと・やれる支援はしていくつもりです。	「職場体験」・「実習」については、一般就労に向けた準備期間の中で、重要な訓練となると考えています。今後ともハローワークや各企業とも連携を取りながら障害者の就労には力を注いでまいります。	**ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。**
29	第５章　１ （３） 日中活動系サービス **計画案** **P34～P35**	今年度から安城市では知的障害者の雇用を開始したが、来年度以降は精神障害者の雇用の実現に努めて頂きたい。	本市では、平成２１年度に知的障害者の職員雇用を予定しておりますが、平成２２年度以降につきましては、現在のところ未定となっています。 なお、今後も、本市としては、障害者自立支援法の趣旨に基づき、障害者雇用を積極的に進めるため、関係部局とも調整を図っていきたいと考えています。	**ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。**

NO.	意見の題名 又は該当箇所	意見の内容 （原文のとおり）	意見に対する 考え方	計画書への反映
30	第５章　１ （３） 日中活動系サービス **計画案 P34～P35**	安城市には２０年度の施設移転に関して大変ご尽力いただき感謝をしているが、現在のぶなの木工房は、他の障害者施設と比べて古く、スペースも狭いのが現状である。それらを理由に通所を嫌がる利用者の方もいる事を考えると、市内に一か所しかない精神障害者の利用できる施設を、早急に整備していって頂きたい。そのためには、長年に渡り要求している通り、他障害者施設同様に精神障害者施設も市の土地を貸して頂きたい。	ご要望の施設建設には、多額の費用を生じるほか、周囲の住民の理解や地域における格段の理解が不可欠かと思います。現在のところ、安城市にはお考えのような適切な市有地はありませんが、適切な土地があれば相談させていただきます。 市としては、ぶなの木工房は精神障害者の施設として必要としているところですので、今後も支援を続けていきます。	**ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。**
31	第５章　１ （３） 日中活動系サービス **計画案　P34**	毎日の生活の中で部屋の片付けが出来なかったり、精神的にしんどくなったりするので、全部やりきれないです。今は週１回ですけれども２回にしてもらえないでしょうか？仕事が終わる時間が遅い時が多いです。 気軽に困ったことが相談できる窓口がほしい。精神障害のことを気にせず行けるいこいの場所がほしい。	福祉サービスの支給量の変更や困ったことに対しては、市役所障害福祉課やふれあいサービスセンターにご相談ください。 憩いの場については、豊田市や岡崎市にある地域活動支援センターや医療機関のデイケアサービスをご利用ください。	**ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。**

NO.	意見の題名 又は該当箇所	意見の内容 （原文のとおり）	意見に対する 考え方	計画書への反映
32	第５章　１ （４） 見込量確保の方策 **計画案　P36**	障害者が地域で暮らす上で、グループホームやケアホームは更にニーズが求められるようになるが、どのように整備を働きかけ、拡充を図るつもりなのか？また、グループホームやケアホームの近隣住民に対してどのような啓発活動を行っていくのか。	住居系サービスであるグループホームやケアホームについては、地域移行を進めるうえで、重要なものと考えます。今後のニーズは少なからず必要になるものと考えます。 次の市内のグループホーム・ケアホームの整備・拡充につきましては、国の整備費補助金や自立支援給付の財源確保を行ってまいります。また、地域住民の理解については、パンフレットの作成や広報誌の活用などを通じて、啓発や制度の理解・認識の向上に努めてまいります。	**ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。**

NO.	意見の題名 又は該当箇所	意見の内容 （原文のとおり）	意見に対する 考え方	計画書への反映
33	第５章　１ （４） 居住系サービス **計画案　P36**	現在精神障害者の居住系サービスが安城市内に１か所もない現状であるため、２３年度の４人の増加については、精神障害者が利用できることが望まれる。是非、運営主体となる事業所に対する積極的なバックアップをお願いしたい。	本市としましても、身体・知的・精神の３障害を一元化した障害者自立支援法の趣旨のとおり、障害種別に関わらず、居住系サービス（グループホーム・ケアホーム）が整備されることが望ましいと考えています。 本市では、ご指摘いただきましたバックアップ策の１つとして、平成１９年度から、事業者が安定的に居住系サービス（グループホーム・ケアホーム）を提供できるよう、県補助事業により運営費の支援も行っています。 今後、本市としましては、国・県の各補助事業も十分に活用し、関係機関や各事業所とも密接に連携しつつ、グループホームやケアホームの整備の促進に努めていきたいと考えています。	**ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。**

NO.	意見の題名 又は該当箇所	意見の内容 （原文のとおり）	意見に対する 考え方	計画書への反映
34	第５章　１ （４） 居住系サービス **計画案　P36**	数値目標では増加人数は書いてあるが、障害種別では載っていない。住居系サービスで 4 人の増加目標が挙げられているが、現在精神障害者の利用できる施設は 1 か所もなく、3 年間で 3 障害合わせて 4 人では少なすぎる。ましてや、社会的入院患者や、グループホームを必要とする退院患者、親亡き後に一人で生活できない精神障害者の人数を考えると、こうした施設は確実に必要である。住み慣れた町でずっと暮らしたいという当たり前の希望をかなえるためにも、安城市として真剣に考えて頂きたい。	Ｎｏ．２８に同じ	**ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。**
35	第５章　１ （４） 居住系サービス **計画案　P36**	現在、息子と二人暮らしですが、私がいなくなった先の事を考えるとちゃんと生活していけるか心配です。	親なき後のことを心配されるお気持ちは、親としてもっともなことと思います。金銭の管理であれば成年後見人制度の活用もありますので、市役所障害福祉課やふれあいサービスセンターに相談してください。	**ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。**

NO.	意見の題名 又は該当箇所	意見の内容 （原文のとおり）	意見に対する 考え方	計画書への反映
36	第５章　１ （４） 居住系サービス ・見込量確保の方策 **計画案　P36**	（４）居住系サービス ・見込量確保の方策 地域で生活できるための最低の生活費の確保（公営住宅の開放又は家賃補助） ※預貯金の無い人は地域移行は困難。 障害者年金より生活保護へ移行する人も・・・。 ※サービスを受ける前提が整っていないので先ずは住まいの確保が絶対条件だと思います。	ご提案のありましたグループホーム・ケアホームに対する「公営住宅の開放又は家賃補助」につきましては、施設の構造上の問題もあるほか、他者との公平性等も十分に考慮する必要があり、直ちに実施することは難しいものと考えます。市としても、まずは住まいの場の確保が重要と考えていますので、国や県の各種補助事業を活用し、関係機関や各事業所とも密接に連携しつつ、グループホームやケアホームの整備の促進に努めていきます。	**ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。**

NO.	意見の題名 又は該当箇所	意見の内容 （原文のとおり）	意見に対する 考え方	計画書への反映
37	第５章　２ （１） 相談支援事業 **計画案　P38**	地域生活支援事業の必要な見込量及び確保の方策(案)では、アンケート調査を十分に反映していないように思われる。まず、障害者相談支援事業所が３ヶ年とも１カ所となっており、相談者のニーズに応えられないのではないか。また、曜日や時間に関係なく相談できる場所のニーズもあることからさらに具体的に踏み込んだ計画が必要なのではないか。	現在、本市では障害者に対する相談支援の充実を図るため、ふれあいサービスセンターに専門の相談員２名を設置し、相談支援事業を委託することにより、障害者相談に対応しています。 このほか、市役所障害福祉課において専門の精神障害者相談員１名を設置し、精神障害者からのさまざまな相談に的確に対応するよう努めています。 本市では、今後、ふれあいサービスセンターの相談員の充実を図ることを予定しており、障害者相談にきめ細かく対応できるよう努めていきます。	**第2章　本市の概況　3（P21）** **第5章　サービス見込量と確保のための方策　2（P38）** **①3「障害福祉サービス等の利用状況(5)地域生活支援事業①相談支援事業」 表中 「ア障害者相談支援事業」の「か所数実績」に人数を追加します。** 表中　平成18年度　1か所　→　平成18年度　1か所（２人） 平成19年度　1か所　→　平成19年度　1か所（２人） 平成20年度　1か所　→　平成20年度　1か所（２人） **②2「地域生活支援事業の必要な見込量及び確保のための方策(1)相談支援事業■サービスの見込量」 表中 「ア障害者相談支援事業」の「か所数」に人数を追加します。** 表中　平成21年度　1か所　→　平成21年度　1か所（３人） 平成22年度　1か所　→　平成22年度　1か所（３人） 平成23年度　1か所　→　平成23年度　1か所（３人）

NO.	意見の題名 又は該当箇所	意見の内容 （原文のとおり）	意見に対する 考え方	計画書への反映
				③2「地域生活支援事業の必要な見込量及び確保のための方策(1)相談支援事業■見込量確保の方策」説明文1行目に下線の部分を挿入します。 「・・・・・必要な情報や助言を提供するため、相談員の充実など相談支援の強化・・・・・に努めます。」

NO.	意見の題名 又は該当箇所	意見の内容 （原文のとおり）	意見に対する 考え方	計画書への反映
38	第５章　２ （１） 相談支援事業 **計画案　P38**	アンケート結果を見ても事業所と専門員の数が少ないと言うことが解りました。相談支援専門員の増配置は必須で、多くした相談支援専門員で相談件数を多くこなしていくことで、地域における課題・ニーズ等が精査でき、それを専門員同士で共有化・連携していくことによりスキルアップも期待できると思います。そこに、市内の事業所が加われば障害当事者にとっては言うこと無し。	Ｎｏ．８に同じ	**第2章　本市の概況　3（P21）** **第5章　サービス見込量と確保のための方策　2（P38）** **①3「障害福祉サービス等の利用状況(5)地域生活支援事業①相談支援事業」 表中 「ア障害者相談支援事業」の「か所数実績」に人数を追加します。** 表中　平成18年度　1か所　→　平成18年度　1か所（２人） 平成19年度　1か所　→　平成19年度　1か所（２人） 平成20年度　1か所　→　平成20年度　1か所（２人） **②2「地域生活支援事業の必要な見込量及び確保のための方策(1)相談支援事業■サービスの見込量」 表中 「ア障害者相談支援事業」の「か所数」に人数を追加します。** 表中　平成21年度　1か所　→　平成21年度　1か所（３人） 平成22年度　1か所　→　平成22年度　1か所（３人） 平成23年度　1か所　→　平成23年度　1か所（３人）

NO.	意見の題名 又は該当箇所	意見の内容 （原文のとおり）	意見に対する 考え方	計画書への反映
				③2「地域生活支援事業の必要な見込量及び確保のための方策(1)相談支援事業■見込量確保の方策」説明文1行目に下線の部分を挿入します。 「・・・・・必要な情報や助言を提供するため、相談員の充実など相談支援の強化・・・・・に努めます。」

NO.	意見の題名 又は該当箇所	意見の内容 （原文のとおり）	意見に対する 考え方	計画書への反映
39	第５章　２ （１） 相談支援事業 **計画案　P38**	アンケート結果から「相談できるところが少ない」という結果が多かったにも関わらず、障害者相談支援事業は３年間１か所のままとなっているのは何故か？市内の各事業所が名乗りを上げているならば、必要数を確保するよう計画すべきである。	Ｎｏ．８に同じ	**第2章　本市の概況　3（P21）** **第5章　サービス見込量と確保のための方策　2（P38）** **①3「障害福祉サービス等の利用状況(5)地域生活支援事業①相談支援事業」 表中 「ア障害者相談支援事業」の「か所数実績」に人数を追加します。** 表中　平成18年度　1か所 → 平成18年度　1か所（２人） 平成19年度　1か所 → 平成19年度　1か所（２人） 平成20年度　1か所 → 平成20年度　1か所（２人） **②2「地域生活支援事業の必要な見込量及び確保のための方策(1)相談支援事業■サービスの見込量」 表中 「ア障害者相談支援事業」の「か所数」に人数を追加します。** 表中　平成21年度　1か所 → 平成21年度　1か所（３人） 平成22年度　1か所 → 平成22年度　1か所（３人） 平成23年度　1か所 → 平成23年度　1か所（３人）

NO.	意見の題名 又は該当箇所	意見の内容 （原文のとおり）	意見に対する 考え方	計画書への反映
				③2「地域生活支援事業の必要な見込量及び確保のための方策(1)相談支援事業■見込量確保の方策」説明文1行目に下線の部分を挿入します。 「・・・・・必要な情報や助言を提供するため、相談員の充実など相談支援の強化・・・・・に努めます。」

NO.	意見の題名 又は該当箇所	意見の内容 （原文のとおり）	意見に対する 考え方	計画書への反映
40	第５章　２ （１） 相談支援事業 **計画案　P38**	アンケート結果から「相談できるところが少ない」という結果が多かったにも関わらず、障害者相談支援事業は 3 年間 1 か所のままで増やす予定がないのは何故か？地域自立支援協議会で障害者のニーズについて議論する時、いち早くニーズをキャッチする窓口が相談支援事業所である。現在は市内 1 か所で足りていないというアンケート結果も出ており、市内の各事業所が名乗りを上げているならば、必要数を確保するよう計画すべきではないか？現状と課題や見込み量確保の方策を掲げておきながら、この数値目標では真剣に取り組む姿勢があるのか疑問である。	Ｎｏ．８に同じ	**第2章　本市の概況　3（P21）** **第5章　サービス見込量と確保のための方策　2（P38）** **①3「障害福祉サービス等の利用状況(5)地域生活支援事業①相談支援事業」 表中 「ア障害者相談支援事業」の「か所数実績」に人数を追加します。** 表中　平成 18 年度　→　平成 18 年度 1 か所　1 か所 （２人） 平成 19 年度　→　平成 19 年度 1 か所　1 か所 （２人） 平成 20 年度　→　平成 20 年度 1 か所　1 か所 （２人） **②2「地域生活支援事業の必要な見込量及び確保のための方策(1)相談支援事業■サービスの見込量」 表中 「ア障害者相談支援事業」の「か所数」に人数を追加します。** 表中　平成 21 年度　→　平成 21 年度 1 か所　1 か所 （３人） 平成 22 年度　→　平成 22 年度 1 か所　1 か所 （３人） 平成 23 年度　→　平成 23 年度 1 か所　1 か所 （３人）

NO.	意見の題名 又は該当箇所	意見の内容 （原文のとおり）	意見に対する 考え方	計画書への反映
				③2「地域生活支援事業の必要な見込量及び確保のための方策(1)相談支援事業■見込量確保の方策」説明文1行目に下線の部分を挿入します。 「・・・・・必要な情報や助言を提供するため、相談員の充実など相談支援の強化・・・・・に努めます。」

NO.	意見の題名 又は該当箇所	意見の内容 （原文のとおり）	意見に対する 考え方	計画書への反映
41	第５章　２ （１） 相談支援事業 **計画案　P38**	ただ相談に応じるだけではなく、福祉のワンストップサービスを目指してもらいたい。それには、３障害と高齢者の全てに対応できるサービス創設の必要性を感じる。それには、地域自立支援協議会及び下部組織の活性化が不可欠であり、今後の３ヶ年の福祉計画にはそのために講じる具体的な施策を盛り込んでもらいたい。	福祉のワンストップサービスについてご提案をいただきました。貴重なご意見だと思いますが、実現するためには、人材の確保や知識等が必要なため、今後の検討課題とさせていただきます。	**ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。**
42	第５章　２ （１） 相談支援事業 **計画案　P38**	今、困っている事、悩んでいる事など相談できる所が少ないと思います。	Ｎｏ．８に同じ	**ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。**

NO.	意見の題名 又は該当箇所	意見の内容 （原文のとおり）	意見に対する 考え方	計画書への反映
43	第５章　２ （１） 相談支援事業 ・サービスの見込量 エ　成年後見制度利用支援事業 ２１年度～２３年度⇒継続 ・見込量確保の方策 **計画案　P38**	２　地域生活事業の必要な見込量及び確保のための方策 （１）相談支援事業 ・サービスの見込量 エ　成年後見制度利用支援事業 ２１年度、２２年度、２３年度⇒２件/年 ※具体的数字を明示することにより、取り組む姿勢が伺えるのではないでしょうか？ ・見込量確保の方策 全文の語尾で、「～に努めます。」では取り組む姿勢が見られないと評価されそうです。 成年後見制度については、利用者の啓発を推進するのみでなく、支援体制の整備に取り組んで頂きたい。専門的な相談を受けれられるよう、相談従事者研修等を受講した専門員の配置したら良いと思います。 ※現行の２人では困難。相談業務のみでない。	成年後見制度については、親なき後を考える上で、非常に重要な制度と考えられます。 現在、本市においては、成年後見制度利用支援事業があり、生活保護者や費用の助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難である人を支援しています。実際の事業の利用見込みは難しいですが、実績を考慮し、数字を明示します。 なお、相談業務が現行の２人では少ないとのご意見ですが、今後、ふれあいサービスセンターの相談員を充実することを予定しており、障害者相談にきめ細かく対応できるよう努めていきたいと考えています。	**第5章　サービス見込量と確保のための方策** **２（P３８）** **①２「地域生活支援事業の必要な見込量及び確保のための方策(1)相談支援事業■サービスの見込量」表中　「エ成年後見制度利用支援事業」の「継続」を「2件/年」に修正します。** 表中　平成 21 年度　→　平成 21 年度 継続　２件/年 平成 22 年度　→　平成 22 年度 継続　２件/年 平成 23 年度　→　平成 23 年度 継続　２件/年 **②２「地域生活支援事業の必要な見込量及び確保のための方策(1)相談支援事業■見込量確保の方策」説明文1行目に下線の部分を挿入します。** 「・・・・・必要な情報や助言を提供するため、相談員の充実など相談支援の強化・・・・・に努めます。」

NO.	意見の題名 又は該当箇所	意見の内容 （原文のとおり）	意見に対する 考え方	計画書への反映
44	第５章　２ （４） 移動支援事業 **計画案　P41**	（４）移動支援事業 地域の公共交通事情や重度の障害者の利用を踏まえ最低のルールのもとで、サービスが使えるようにして欲しい。また、事業者の熱意だけでサービスが繋がる事は避けて頂きたい。事業者の減少の原因にも？	移動支援事業は、非常にニーズが大きいサービスです。利用目的や利用の仕方についてもさまざまです。今後、市としてもサービス内容や事業所数の確保について、利用者や事業者の皆さんの意見を参考にし、自立支援協議会の中で必要な見直しを行っていきます。	**ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。**
45	第５章　２ （５） 地域活動支援センター **計画案　P41**	今は、地域活動支援センター（身障デイサービス）となっていますが、本来の地活センターの目的でもある身体・知的・精神の 3 障害の方が利用できるよう配置職員を強化していただき、そこへ相談支援事業を併設して行えば一石二鳥ではないかと思います。	ご指摘のとおり、桜井の地域活動支援センターでは身体障害者の方を対象とした事業を行っています。障害特性の違いにより、３障害の方が同時に利用するのは難しいと思われます。 なお、精神科のある病院に併設された地域活動支援センターとして、豊田市のエポレやサン・クラブ、岡崎市の山中があり、安城市の精神障害者の方も多く利用しています。これらの施設では相談支援事業も含めて実施しています。	**ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。**

NO.	意見の題名 又は該当箇所	意見の内容 （原文のとおり）	意見に対する 考え方	計画書への反映
46	第５章　２ （５） 地域活動支援センター **計画案　P41**	現状と課題の中で、知的障害・精神障害についての分析がされていない。	本市の地域活動支援センターにつきましては、従来から北部福祉センター内でも実施してきました「身障デイサービスセンター」を継承するものとなっています。 過去の経緯や設備の面からも、身体障害者の方が、機能訓練や創作的活動等を行うために適した施設となっています。 以上のことから、現在、本市内の地域活動支援センターは、身体障害者の方を対象した１か所となっています。 なお、本市では、豊田市及び岡崎市との連携により、各市の地域活動支援センターについて、市内の精神障害者の方が利用できるようにしています。 今後は、これらの利用状況等を踏まえ、地域活動支援センターのあり方について、検討していきます。	**ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。**

NO.	意見の題名 又は該当箇所	意見の内容 （原文のとおり）	意見に対する 考え方	計画書への反映
47	第５章　２ （５） 地域活動支援センター **計画案　P41**	当施設に入ってくる声の中に、創作的活動の機会や社会との交流促進を望む意見も多い。是非とも精神障害者のための新しい施設（地域生活支援センターⅠ型）を設置して頂きたい。	本市では、豊田市及び岡崎市との連携により、各市の地域活動支援センターについて、本市内の精神障害者の方が利用できるようにしています。 これらの地域活動支援センターは、相談支援事業も含めて事業を展開しているため、ご指摘のニーズにも適合するものと考えられます。 本市としましては、今のところ、新たに精神障害者の方を対象とした地域活動支援センターⅠ型の設置は考えていませんが、今後、各市の地域活動支援センターの利用状況等を踏まえ、地域活動支援センターのあり方について、検討していきます。	**ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。**
48	第５章　２ （５） 地域活動支援センター **計画案　P41**	現在、市内にある精神障害者の利用できる日中活動の場は、非常に少ない。その中でも、社会復帰施設は定員が 20 名のぶなの木工房のみである。ぶなの木工房登録者の中には、在籍しているが全く通所していない利用者も多い。そして、通えないことを理由に退所された方もいる。ぶなの木工房関係者だけではなく、安城市内には、精神障害を持つことを気にすることなく集える居場所を必要としている方たちが大勢いる。そういった方たちは、サービスを必要としながらも声を伝える手段がない。	ご指摘のとおり、ぶなの木工房に限らず、地域活動支援センターや医療機関によるデイケアサービスにおいて、日中の居場所を必要としているにもかかわらず、利用に至らない方にはそれぞれの理由があると思います。こうした方々はなかなか意見を伝える機会が少ないかと思います。また、多くの精神障害者はいつでも憩える場所を必要としているものとも思いますので、広報などを通じ、相談できる窓口の周知や啓発に努めていきます。	**ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。**

NO.	意見の題名 又は該当箇所	意見の内容 （原文のとおり）	意見に対する 考え方	計画書への反映
49	第５章　２ （５） 地域活動支援センター **計画案　P41**	精神障害を持っているために家以外に行き場のない方々の憩いの場・作業はまだ無理だが外へ出る練習のため場が必要である。既存の施設（身障デイ）では障害特性が違い、精神障害者が馴染まず利用しない可能性が高く、是非とも新しい施設（地域活動支援センターⅠ型）を設立して頂きたい。	Ｎｏ．３１に同じ	**ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。**
50	第５章　２ （５） 地域活動支援センター　事業所数　利用者 **計画案　P41**	対象者は身体障害者に限定せず、知的障害・精神障害のある人にするべきと思います。３障害の平等な取扱いを、事業所数も地理的に言っても北部・中部・南部の最低３ヶ所は必要だと思います。何と言っても地域との交流の促進を行うには南北の距離が遠すぎます。	現在、桜井にある地域活動支援センターは身体障害者を対象とした事業を行っており、障害特性の違いにより、３障害の方が同時に利用するのは難しいと思われます。 市内には福祉センターや民間の通所施設もあり、概ねのバランスもとれているものと考えます。 地理的には、北部に住まれている人にとっては、現在の地域活動支援センターは遠いかもしれませんが、送迎サービスを利用していただいています。	**ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。**

NO.	意見の題名 又は該当箇所	意見の内容 （原文のとおり）	意見に対する 考え方	計画書への反映
51	第５章　２ （５） 地域活動支援センター **計画案　P41**	（５）地域活動支援センター 何型かはっきり明記して欲しい。現在はⅡ型で実施かと推測されるが、利用が低迷し広く障害のある方々が利用不可となっている現状。もっと広く利用を求めては？相談支援機能を有するⅠ型（精神障害者地域支援事業）としての事業展開も良いと思われる。現行の精神障害者拠点が不足しているのではないでしょうか。 設備は充実されているものの、利用者が増えない。入浴設備の有効利用など	桜井の地域活動支援センターは、身体障害者を対象とした基礎的事業を行う事業所として位置づけられています。なお、精神障害者などの方の利用には制限があり、広く利用を求めることも必要かとは考えますが、障害特性の違いにより、他の障害の方が同時に利用するには適さないと思われます。隣接市には、精神科のある病院に併設された地域活動支援センターとして、豊田市のエポレやサン・クラブ、岡崎市の山中があり、安城市の精神障害者の方も多く利用しています。これらの施設はⅠ型の事業所として、相談支援事業も含めて事業を展開しています。 今後とも身障デイサービスの利用者増や入浴設備の有効利用について努めてまいります。	**ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。**

NO.	意見の題名 又は該当箇所	意見の内容 （原文のとおり）	意見に対する 考え方	計画書への反映
52	第５章　２ （６） 心身障害者ふれあい促進事業 **計画案　P42**	現在、実施で平成 21 年度以降も継続となっていますが、何をやっているのかが見えません。障害者が地域生活をしていく上で、不足していると思うものの中に“余暇活動”があると思います。趣味・スポーツ等参加できるクラブ・団体等の環境整備と増設を図っていただきたい。	ご指摘の心身障害者ふれあい促進事業は、手をつなぐ親の会に委託している事業で、心身障害者を対象に、レクリエーションやゲーム、スポーツなどを実施し、お互いの交流を深めることを目的とする事業となっています。 ご提案いただきましたとおり、確かに障害者が地域で生活していく上で、余暇活動はとても重要なことであると考えます。各地区公民館や福祉センターでも、多くの趣味・スポーツ等のクラブ・団体があり、それぞれ活動していますので、ご利用ください。	**ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。**
53	第５章　２ （６） 就労相談員設置事業 **計画案　P42**	就労相談員と聞くと障害者の就労相談を受け、適した仕事があれば紹介するだけというような感を強く持ちます。もう少し、積極的な就労支援と言う意味でジョブコーチ等の資格を持ち、企業と障害者、施設、ハローワーク等の間に立って、直接就労支援ができるよう、また就労後のフォローアップもしてもらえるような“就労支援員”が必要ではないかと思います。	障害者の就労の相談窓口が市役所にあることで、障害者の就労の機会を増やすことができると思います。平成１９年度から障害者就労相談員を設置し、徐々にではありますが、実績を上げているのが現状です。 就労支援の専門員につきましては、今後の検討課題とさせていただきます。	**ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。**

NO.	意見の題名 又は該当箇所	意見の内容 （原文のとおり）	意見に対する 考え方	計画書への反映
54	第５章　２ （６） 就労相談員設置事業 **計画案　P42**	相談員数を見込み量とするのではなく、相談に応じる件数、就労数など相談員の成果を示すものを見込み量としたほうがよいのではないでしょうか。	ご意見の内容は、よくわかります。しかしながら、本計画における「就労相談員設置事業」は、あくまで、障害者の皆さんからの就労相談を受け付ける体制を整えるための事業であるため、就労相談員の「設置」人数を評価指標としています。	**ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。**
55	第５章　２ （６） その他の事業 ・サービスの見込量 **計画案　P42**	（６）その他の事業 ・サービスの見込量 相談員　１人⇒本人や親の不安を取り除き周りとの調整を図るのに一人では無理だし、もっと専門家を導入した方が良い。	就労相談員は、平成１９年度の４月より設置し、障害者の一般的な就労相談に対応しています。当面は１人のままで対応していく予定です。	**ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。**
56	第６章　１ 障害福祉圏域における連携 **計画案　P43**	西三河南部圏域における連携を提案しておられるが、必要であれば、例えば、豊田市等、広域の連携も視野に入れるべきではないか。	障害福祉計画は、障害者自立支援法により、「障害保健福祉圏域」を基本としてサービスの供給体制の整備を図ることとされています。 したがって、本市としては、属する障害保健福祉圏域である「西三河南部圏域」において、連携を図っていくことになります。	**ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。**

NO.	意見の題名 又は該当箇所	意見の内容 （原文のとおり）	意見に対する 考え方	計画書への反映
57	第６章 計画の推進体制 **計画案　P43**	計画の推進体制において、「地域自立支援協議会」を推進の核とし、その組織を見直し、強化していくとありますが、組織の現状と見直し・強化の内容を具体的に示されると、「地域自立支援協議会」が、利用者にとって「顔の見える存在」になるのではないでしょうか。	計画の中では、地域自立支援協議会について、詳細な説明をしませんが、今後、活動内容について、機会を捉えて報告をさせていただきます。	**ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。**
58	第６章　２ 関係機関･団体との連携 **計画案　P43**	２　関係機関・団体との連携 自立支援協議会の委員になぜ相談事業者が入ってないのか伺いたい。 安城市障害福祉計画策定委員と自立支援協議会のメンバーが同一でそれぞれの会の目的は達成されるのでしょうか？	安城市は、相談支援事業をふれあいサービスセンターに委託しています。自立支援協議会には、今後事務局として入ってもらう予定としています。 また、障害福祉計画については策定委員会を設置し、計画策定のための検討・審議を行ってきました。 市において最終的に計画を策定するものの、この計画の推進にあたっては、市の内部組織で進捗管理を行うほか、「地域自立支援協議会」において、計画の推進に関する必要事項の検討や着実な進行管理等を行うこととしています。 このことから、計画策定にあたる策定委員会と推進にあたる自立支援協議会は、いわば車の両輪の性格を有していて、メンバーが同一であることが、計画の推進や次の計画策定において活かすことができるなど好ましいと考えています。	**ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。**

NO.	意見の題名 又は該当箇所	意見の内容 （原文のとおり）	意見に対する 考え方	計画書への反映
59	第６章　３ 地域自立支援協議会　～計画の達成状況の点検及び評価 **計画案　P43**	障害福祉施策に関する施策は　～　幅広い分野の連携が必要でありますが、今後、地域移行の流れの中で、在宅障害者も含め、障害当事者の高齢化対策も考えて盛り込んでいかなければいけないと思います。“地域に出た～高齢者になる～どこに行くのか？”いまから、自立支援協議会等で考えていって欲しいと願います。	ご指摘いただきました高齢化する障害者への支援については、基本的に介護保険制度での支援となるものと思われますが、この制度の補完については、今後も国や県との役割分担を踏まえて検討していかなければならないと思います。 ご提案につきましては、今後の検討課題として地域自立支援協議会などを通して当事者や事業所などと検討していきたいと思います。	**ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。**

NO.	意見の題名 又は該当箇所	意見の内容 （原文のとおり）	意見に対する 考え方	計画書への反映
60	第６章　３ 計画の達成状況の点検及び評価 **計画案　P43**	本文、６行目の「健康とやすらぎ推進本部」の人員構成、権限等の定義付けが、本計画では一切触れられていないと考えるが、地域自立支援協議会との関係とも合わせて明記すべきではないか。	「健康とやすらぎ推進本部」とは、本市保健福祉部の事業や計画を実効性のあるものにするための推進体制として、庁内の連携を図る目的で設置されているものです。	**第６章　計画の推進体制　３（P４３）** **①３「計画の達成状況の点検及び評価」説明文の次に別紙図を挿入します。**

NO.	意見の題名 又は該当箇所	意見の内容 （原文のとおり）	意見に対する 考え方	計画書への反映
61	第６章　３ 計画達成状況の点検及び評価 **計画案　P43**	３　計画達成状況の点検及び評価 健康とやすらぎ推進本部とは？構成メンバーは？法律も変わり、福祉の環境も大きく変化する中で、体制の見直しも必要かと思われます。 福祉分野での異動は最低でも５年にして頂きたい。リードして下さる行政が専門知識を理解するのにかなりの時間が要する。若しくは、地域の事業者との連携体制の位置づけを明確にするという方法も考えられます。	「健康とやすらぎ推進本部」とは、本市保健福祉部の事業や計画を実効性のあるものにするための推進体制として、庁内の連携を図る目的で設置されているものです。 また、職員の人事異動については、ご意見としてお伺いしておきます。	**第６章　計画の推進体制　３（P４３）** **①３「計画の達成状況の点検及び評価」説明文の次に別紙図を挿入します。**

◆アンケート調査結果に関しての意見

NO.	意見の題名 又は該当箇所	意見の内容 （原文のとおり）
1	資料 アンケート調査の概要 調査の結果の概要 **計画案　P45**	障害や生活などの相談先について、利用の多い少ないに差が大きいということは少ないとされているところの相談センターの相談のあり様の改善とか、PR をより強固に進めるとかして対象者への認識を高める働きかけが大切であり、そうしたことに工夫を凝らしていかなくてはなりません。
2	資料 アンケート調査の概要 就労就学通所状況について **計画案　P48**	アンケート調査の結果より 精神障害者で「仕事をしておらず自宅にいる」が 4 割を超えている事が判ります。 これは、精神障害者の人が働ける場所がほとんどないことです。精神と言うことで、敬遠されているように感じます。よって、市としてももう少し精神障害者が働ける施設の設置に対するバックアップをして頂きたい。
3	資料 アンケート調査の概要 就労、就学、通所状況について **計画案　P48**	精神障害者保健手帳所持者で、「仕事をしておらず自宅にいる」が多く 44.6%とあります。運用的なことですが、「授産所施設の加入、利用の促進といったことが重要だと思います。それだけに施設の拡大、充実といったことが望まれます。

NO.	意見の題名 又は該当箇所	意見の内容 （原文のとおり）	
4	参考 アンケート調査の概要 ○相談について困った経験や､現在困っていることについて **計画案　P46**	参考資料 アンケート調査の概要 ○相談について困った経験や、現在困っていることについて ・相談できるところが少ない⇒現在の一ヶ所では少ないと思います。 ・専門職員がいない⇒相談員２人で対応は無理なのではないでしょうか？ ○相談しやすくするために必要なことについて ・曜日や時間に関係なく、いつでも相談に応じて・・・ ⇒人材確保できなければ無理なのではないでしょうか？ ・信頼できる相談者がいる⇒各分野の相談員が配置されないと無理ではないでしょうか？ ⇒又は総合的な相談が受けれる方の配置かな？ ○就労促進のために必要と思うことについて ・　事業主や仲間の理解・・・・⇒会社との連携を取れる人が必要では？就労の研修を受けた方やジョブコーチ等会社や本人が安心できる状態を作れる人が必要と思う。就労の定着の要因だと思います。	

◆全体的な意見(個別・具体的でないもの)や計画(案)に直接関係のない意見、感想

NO.	意見の題名 又は該当箇所	意見の内容 （原文のとおり）
1	全体的に	自分が福祉に関わるようになってまだ日が浅く、勉強不足な事もあるせいかも知れないが、全体的に当たり障りのないことが書いてあり、実際にどのように動いていこうとしているのかが見えてこないように感じられた。このような計画書は専門家が見ても納得することも重要なことだが、関心のない市民が見ても何をしようとしているのかがわかることが大切ではないかと思います。
2	数値目標等 全体的に	退院可能精神障害のある人の人数が、平成17年度では、11人だから少なくいいと思った。 福祉施設利用者では、平成17年度実績を1人上回る4人を目指すはいいと思った。 現状と課題の所で、困った経験や、現在困っていることについて「相談できるところが少ない」、「どこに相談してよいのかわからない」の所で、高度な専門性を持った窓口の設置と他機関との連携を適切に行うことが必要な所がいいと思った。 ぶなの木工房に通うのに交通費がだいぶお金がかかるので、ぶなの木工房から送げいバスが出るとだいぶお金がかからなくていいと思っています。 4月から毎週水曜日がぶなの木工房があるので、とても毎日が楽しく仕事が出来るのでとてもうれしく思っています。
3	全体的に	老人にはけっこう優しいのに私達若者にはあまりサービスがない。例）ヤクルトを老人に配る。色々なサービスを若い人にもむけないといけないと思う。それは、知的・身体・精神にかかわらず。私は、腎臓食のたく配が受けたいのにないし、相談する窓口も少ないし、私はどうしたらいいの？一人でも他の県みたいに死者をださない為に弱者に優しくして下さい。私達だって人間です。やっぱりちゃんとあつかって欲しい。 知的・身体と平等に、安城だけでもなって欲しいと思います。 いこいの場が欲しい。安城市に精神を受け入れる施設を増やして欲しい。保健士さん・相談員さんを近くの保健所もしくは市役所に戻してほしい。出来ない事が増え、悲しい。
4	該当箇所なし サービス 将来の不安	判定区分を受けましたが、現在の判定区分では入所施設には入れません。現在のところは私どもが健在の為に入所は考えておりませんが、将来、子供の面倒が見られなくなった場合を考えると不安を感じます。将来、ハンディを持った子供達の最終受け皿として入所施設の門を広く開けておいて欲しいと思います。自分の子供です、面倒がみれる限り自分のそばで面倒を見続けて行きたいと思っております。入所は最終手段です。どうぞ宜しくお願い致します。

NO.	意見の題名 又は該当箇所	意見の内容 （原文のとおり）	
5	全体的に	通所ぬくもりワークス、まるくてワークス、ポテト、虹の家、入所のハルナ等障害者の多くは重度の方が多く就労出来る人は高等部卒業と同時に就労をされた方以外難しい現状ですが、訓練に依って施設から出て働ける方は、学卒後就職をして一般就労をしていらっしゃって、その後授産施設の方へ通所された方が多くみられます。 学卒後一度も就労されない方は施設から就労は中々困難で厳しく思います。まず、高等部在学時から親子共々自立に向けてその子なりに出来る事や才能を意にし、働く気持を高め、それがまず大切かもしれない。施設に通うにも一人で通う事が出来る方は自分の力で（見守りは必要かもしれない。）例えばあんくるバス等一人でも多く利用して地域にとり込む。そして、知ってもらう事が必要だと思う。そして、社会性やルールを積み重ねて本人が出来る事を一つでも多く増やして地域生活を共生出来うる。その中で働ける力を養い、就労に向けて社会の中でサポーターをしていただきながら、就職の道が拓けたらと思う。施設の中でどれだけの方が就労出来るか、市の方々は把握しておいででしょうか。もちろん就労出来る方は、是非働ける所で頑張ってほしい。しかし、親が急病で倒れても子供が通所している所しか緊急連絡が出来ない方もお見えになられ、伝える手段さえ見当がつかない方もあると言う事も現状です。24 時間体制の相談窓口が出来る所と、就労出来る所（市の出先機関等）仕事の開拓や支援等推進していただき、地域の中で暮らせる体制作りをしてもらいたいです。	

NO.	意見の題名 又は該当箇所	意見の内容 （原文のとおり）	NO.	意見の題名 又は該当箇所	意見の内容 （原文のとおり）
6	該当箇所なし サービス 施設利用料	自立支援法が施行によって、通所費用が増大しました。現在軽減措置があり、かなり負担が軽減されていますが、いつまで軽減措置が続くか不安です。暫定的措置ではなく安定的に続くようにお願いします。費用負担増により、施設への通所等が出来なくなったり、生活負担増になって命を絶つことが無いように安定した対策をお願いしたいと思います。	9	その他	相談支援そういうところがあるといい。
			10	その他	悩みを聞いてくれる所がほしい。
			11	その他	家から出ていける場所がほしい。
			12	その他	習い事や趣味やすきなことができる無料の場所がほしい。
			13	その他	憩いの場所が無料で行ける所がほしい。
			14	その他	みんなの心がわかちあえる場所に行って食べたり飲んだり気をはらす場所がほしい。無料で気がるに行ける所。
7	該当箇所なし サービス 施設での昼食１	自立支援法により施設での食事提供が無くなり、食事提供を継続するには１食当たり１，０００円程度の食事負担が必要になるとの施設からの申し出により、やむなく給食を廃止しました。暫定的に施設内で調理すれば補助が出ると聞いてワークス内でも給食へ戻す検討をしましたが、食事提供加算の措置は暫定的であり、無くなれば全額個人負担になる事と、給食を再開するには、ワークスの給食設備は老朽化により新しくする必要が有り、設備費用などは全額個人負担の為にかなりの個人負担が大きくなる為に給食再開を断念して現在も弁当を継続しております。	15	その他	自宅の近所に相談出来る相談支援のサービスが 2～3 ヶ所必要です。病院まで週に 1 度 20 分程かけて行って、5 分の診察時間の中でのカウンセリングでは、とても物足りないです。また、悩み事を手紙で送れるような所、手紙で送ったのち、日にち、時間を定めて、改めて直接、面と向かって相談にのって下さるような所も必要な時があります。週に 1 度位は、自宅での家事の事を気にかけずに、同じ心の病を持つ者同士の集まりで、思いきり好きな趣味に打ち込んで羽を伸ばせたらいいなと思っています。
8	該当箇所なし サービス 施設での昼食２	食事提供加算等が暫定措置で無ければ、先々の見通しがつく為に給食の再開も考えられます。ハンディを持った子供達です、食の安全を考えてあげたいと切に思います。子供達は給食を作ってくれる人たちとのふれあいも楽しみの一つです、楽しみの少ない子供達です。どうぞ給食再開できるようお願い申し上げます。	16	その他	親亡き後のことを考えると一人では不安で毎日暗いことを考えるので、精神障害者が利用できるようなグループホームをぜひ作ってほしい。

NO.	意見の題名 又は該当箇所	意見の内容 （原文のとおり）
17	全体的に	摂食障害があり、正常に食事を取ることができず、体力がないので働くことができません。障害年金を頂くこともできず、親亡き後（先）のことを考えると不安です。 規定されている「障害者」に当てはまらない私のような者でも、相談できる場、受け入れてもらえる場が欲しいです。
18	その他 ぶなの木作業施設の拡充	現在の施設は非常にせまい。市所有地並びに白地地域か、農振地域でも可能であれば今より環境が良くなるのではないか。
19	その他 障害者本人の資産の確認について	親が一生懸命働き、子供（障害者）のために残した資産（預貯金等）を公表して 500 万円以上は負担増と言うのはおかしい。納得がいきません。
20	その他 障害者の映画観賞についてテーマ「ふるさとをください。」	2008 年 12 月、岡崎市せきれいホールにて障害者のスライドを見学してきました。確かに理想かも知れませんが自分たちがパン工場、クリーニング工場を設立して少しでも社会貢献する場面は非常に良かったと思いました。
21	その他 グループホーム希望者	精神障害者手帳交付者以外に精神障害者も多い様に思われるし、グループホーム希望者もあるのではないかと思われる。しかし、数が少ないのではないか？
22	その他 ケアホームに対する意見	知的障害者で住みなれた地域での生活をと思い 5 年前からケアホームでの生活を始めました。今の所楽しく生活しているようです。現在、土・日曜日は自宅に帰って生活していますが、親も高齢になってきて 365 日ホームでの生活と願っていますが、今の制度では、土・日曜日自宅で生活して年金ぎりぎりの状態です。どうぞ 365 日ホームでの生活が出来るようご配慮していただきたい。
23	その他	絵の勉強とかお茶の勉強をしたいと思います。お父さんのお線香を買ったり、お母さんを楽にさせてあげたいです。友だちとどこかに遊びに行きたいです。だからもっとお給料がほしいです。
24	その他 災害時の対策	岡崎市は、大地震、豪雨時、地域住民による見守り、避難の手助けが必要な障害者の支援体制の強化が盛り込まれていましたが、安城市も災害時の対策を取り入れて欲しいと思います。
25	全体的に	精神障害者を差別を受けない社会作りをして欲しい。 精神障害者を受け入れてくれる企業を増やして欲しい。 精神障害者の親が亡くなった後、本人達が安心して生きていける社会にして欲しい。